ことに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　指定契約電力」を「１　指定契約電力」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第六中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　他の」を「１　他の」に、「３　電気の」を「２　電気の」に、「４　電気の」を「３　電気の」に、「５　用紙の」を「４　用紙の」に改め、同様式別紙一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式七中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　用紙の」を「用紙の」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令の一部改正）

第八十八条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令（平成二十三年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七まで中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七まで、様式第十九及び様式第二十中「実印」及び「及び代表者の登記印」を削り、様式第八から様式第十二まで及び様式第十七中「実印」を削り、様式第十四中「　印」を削る。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第九十条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四及び様式第二十七中「印」及び「１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「２．用紙」を「用紙」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第九十一条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第十一から様式第十五まで及び様式第十八から様式第二十まで中「印」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「附則第16条第３項」を「附則第16条第４項」に、「１　用紙」を「用紙」に改め、様式第十七及び様式第二十一中「印」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙」を「用紙」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第九十二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五及び様式第十中「印」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙」を「用紙」に改め、様式第七中「印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

様式第十三を次のように改める。

様式第１３（第２１条関係）

指定旧供給区域変更許可申請書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第51条第１項の規定により次のとおり指定旧供給区域の変更の許可を受けたいので申請します。

増加（減少）しようとする区域 （都道府県郡市区町村字を記載すること）	
変　更　予　定　年　月　日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。